(あて先) 津市農業委員会会長

住所

氏名 (又は名称)

農地転用許可後の工事等進捗状況(完了)報告について(第回分)

さきに、農地法第 条第 項の規定により転用許可になりました土地の工事等進 捗状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 津市農委指令 第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 事業面積
- 5 事業目的
- 6 建 設 計 画 着工 (予定) 年 月 日 完了 (予定) 年 月 日
- 7 工事進捗状況

(記載注意)

工事進捗状況は詳細に記載し、記載事項を証明できる<u>配置図及び写真等を添付</u>すること。 なお、建設工事が当初計画どおり進捗していない場合は、(遅延又は未着工) はその理由 及び今後の見通しを具体的に記載すること。

完了の場合は工事進捗状況欄に完了年月日を記載する。

農地転用許可を受けられた皆様へ【裏面参照】

農地転用行為を行う際には、以下のことについてご留意ください。

- 1、 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工・完了の時期、被害防除措置等)に従って事業を実施してください。 このほか、一時転用許可を受けられた方は、転用許可期限内に農地に復元を終えてください。
- 2、 事業計画に従った転用目的の達成が困難となった場合には、事前に農業 委員会にその理由、変更する内容を連絡し、その指示に従ってください。
- 3、 農地転用部分の増減を伴わない(建築物、工作物の配置の変更や面積の減少、使用機器の変更など)軽微な変更で、周辺の営農状況・農業用施設に支障を及ぼさないときは、事業進捗状況報告に変更届を添付し、提出してください。
- 4、 許可を受けた転用目的が達成されるまでの間、許可の日から3ヶ月及び その後1年毎に転用の進捗状況報告を農業委員会に提出してください。 また、転用目的が達成されたときは、速やかに進捗(完了)状況報告書 を農業委員会に提出してください。
- 5、 許可を受けた転用計画と異なる目的での工事施工、進捗状況や完了報告 の未提出は農地法違反となり、原状回復等の措置を講ずる命令の対象及び 刑事罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。

津市農業委員会